令和８年１１月５日
報　道　発　表　資　料
川崎市(まちづくり局)

第１０６回川崎市都市計画審議会において市長へ答申が行われました

第１０６回川崎市都市計画審議会（会長 大沢昌玄（おおさわまさはる））が令和８年１１月４日（水）に開催され、川崎都市計画下水道の変更（第１号公共下水道）などの川崎市長が諮問した議案について、審議の結果、原案どおりに答申がなされましたので、お知らせいたします。

１　議案の概要

【都市計画議案】

（１）川崎都市計画下水道の変更（第１号公共下水道）

本市の下水道事業は、昭和６（１９３１）年から着手しており、積極的に下水道の普及拡大に取り組んできました。大正８年に都市計画法（旧法）が制定され、その後、昭和３２年に川崎都市計画下水道（第１号公共下水道）が都市計画決定され、公共用水域の水質改善のため、事業を進めてきました。

本市における総合計画「川崎市総合計画」や長期的視点に立った都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」において、初期に整備した下水道施設（管きょ、ポンプ場など）の老朽化が進んでいることから、計画的に下水道施設の再構築や再整備を行うこととしています。

この度、老朽化対策として京町遮集幹線などの下水道機能を集約する入江崎１号遮集幹線※を整備し、健全な下水道機能を継続的に維持するため、本案のとおり都市計画を追加するものです。

なお、京町遮集幹線などについては、入江崎１号遮集幹線の整備による下水道機能の集約に伴い、都市計画を廃止することとします。

※遮集幹線…合流式下水道の下水道管きょの一つで、晴天時の汚水及び一定量の雨天時の下水を水処理センターへ送るための管きょ

〇詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。
（https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000189448.html）

（２）川崎都市計画生産緑地地区の変更

生産緑地地区の指定は、平成３０年３月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との

連携による活用を図ることとしております。

農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進む中で、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、指定から３０年経過あるいは、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなったことを理由とし、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、公共施設等の敷地の用に供されたものについて、廃止及び区域の縮小をしようとするものです。

〇詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

（https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000189410.html）

【その他議案】

（１）生産緑地法第１０条の２第１項に基づく特定生産緑地の指定

本市では、適正な農地の保全・活用の促進として、生産緑地・特定生産緑地制度の活用を、農業振興計画に位置付けており、特定生産緑地の指定を推進しております。

この度、生産緑地の指定から 30 年の期限が近く到来することとなる生産緑地のうち、農地等利害関係人の同意を得られているものについて、特定生産緑地の指定をするものです。

２　今後の手続

都市計画議案（１）～（２）について、令和８年１１月中に、都市計画変更の告示を行う予定です。

問合せ先
川崎市まちづくり局計画部都市計画課　町井
電話　０４４－２００－２７１０（内線３５７０１）